# 災害救助法施行令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情等を定める内閣府令 （平成二十五年内閣府令第六十八号）

#### 第一条（令第一条第一項第三号の内閣府令で定める特別の事情）

災害救助法施行令（以下「令」という。）第一条第一項第三号に規定する内閣府令で定める特別の事情は、被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすることとする。

#### 第二条（令第一条第一項第四号の内閣府令で定める基準）

令第一条第一項第四号に規定する内閣府令で定める基準は、次の各号のいずれかに該当することとする。

* 一  
  災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。
* 二  
  被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

#### 第三条（令第十一条第二項の内閣府令で定める各障害等級に該当する身体障害）

令第十一条第二項に規定する内閣府令で定める各障害等級に該当する身体障害は、別表に定めるところによる。

#### 第四条（法第二十条第二項の内閣府令で定める国に対する弁済の要請）

災害救助法（以下「法」という。）第二十条第二項の規定による弁済の要請は、内閣総理大臣に対して、弁済を要請する事由、請求都道府県等の名称その他必要な事項を記載した文書により行うものとする。

#### 第五条（法第二十条第三項及び第二十一条第二項の内閣府令で定める弁済の要請を行った被請求都道府県等に対する通知）

内閣総理大臣は、法第二十条第三項の規定により弁済しようとするときは、同条第二項の要請を行った被請求都道府県等に対して、その旨を通知するものとする。

##### ２

内閣総理大臣は、法第二十一条第二項の規定により支払おうとするときは、法第二十条第二項の要請を行った被請求都道府県等に対して、その旨を通知するものとする。

# 附　則

この内閣府令は災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十五年十月一日）から施行する。

# 附則（平成三〇年一二月二八日内閣府令第五六号）

この府令は、平成三十一年四月一日から施行する。

* 一  
  視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異状があるものについては、矯正視力について測定する。
* 二  
  手の指を失ったものとは、母指は指節間関節、その他の手指は近位指節間関節以上を失ったものをいう。
* 三  
  手指の用を廃したものとは、手指の末節骨の半分以上を失い、又は中手指節関節若しくは近位指節間関節（母指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
* 四  
  足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
* 五  
  足指の用を廃したものとは、第一の足指は末節骨の半分以上、その他の指は遠位指節間関節以上を失ったもの又は中足指節関節若しくは近位指節間関節（第一の足指にあっては指節間関節）に著しい運動障害を残すものをいう。
* 六  
  各障害等級の身体障害に該当しない身体の障害であって、各障害等級の身体障害に相当するものは、当該障害等級の身体障害とする。